

## 「外国人材の活用」政策としての介護労働者の現状を検証する

藤本伸樹

(一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪))

政府は2014年6月に閣議決定した「日本再興戦略(改訂2014)」において、「改革に向けての10の挑戦」のひとつとして、女性の活躍促進を目的に「外国人材の活用」を打ち出した。その中心には、「外国人技能実習制度の見直し」を据え、介護をこの制度の対象職種として新たに追加するという方針を提示している。加えて、介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の就労を可能にするという方針を盛り込んでいる。これまで、介護は専門的・技術的分野に該当する在留資格として認められていなかったため、留学生は介護福祉士の資格を取得しても卒業後に日本で就労することができなかったといういきさつがある。これらの方針の背景には介護分野における深刻な労働者不足がある。

そうしたなか、すでに日本に定住している外国人、および近年日本への移住が増えているジャパニーズ・フィリピン・チルドレン(JFC)母子の多くが介護現場で就労している。報告では、おもに介護職に従事する在日外国人の現状を検証しつつ、「外国人材」の受け入れのあり方を議論したい。